

※申請者名：笛吹果実輸出産地形成協議会、品目：もも、ぶどう

1. 輸出における現状と課題

【現状】

- 本事業の対象とするもとぶどうは、いずれも海外での需要が旺盛で、その輸出量は年々増加中
- 産地全体では、もも・ぶどうのもも、およびぶどうの生産量は、前者が微減か横ばい傾向、後者はシャインマスカットの増産がけん引する形で増加傾向となっており、その中直売や輸出といった新しい販路を獲得することで収益化を目指している。
- その中で、当産地は産地から直接海外へ輸出する取組を2019年から取り組んでいる
- 但し、輸入規制が緩い香港等の国・地域や、規制があっても日本国内の流通品の大半がそのまま輸入できる特定の輸出先国・品目に関しては、シーズン中にスポットで低価格で大量に流通する商品もあり、係る市場では日本産のもも・ぶどうは近年、市場から価格下方圧力を受けている状況
- 人口減少・高齢化に伴い国内需要の縮減が続く中、旺盛な需要が期待される海外に活路を求めるためには、現在の輸出先のように輸出規制が無く参入障壁が低い国・地域ではなく、輸出入規制対応が求められつつも、将来的に継続・発展性が見込める需要がある国・地域への輸出体制を整備していくことが必要

【課題】

• 残留農薬規制

事業対象とする台湾や多くの輸出先国では、残留農薬基準値が日本と異っており、現地における輸入検査により不合格となるリスクがあり、特に台湾では近年、日本産果実の基準値超過数の増加を受け、輸入検査が厳格化されているため、事前のリスク管理体制の整備が必要

• 植物検疫

台湾向け輸出に当たっては、日本で植物検疫所による輸出検査、および台湾輸入時の現地植物検疫を受検する必要があり、検査で害虫の混入が認められた場合は、輸出入禁止、廃棄もしくは燻蒸処理等が求められる。例えば、ももに関しては、指定害虫が複数回の不合格で輸出禁止措置が取られるなど厳しい基準が適用されるため、今後の輸出拡大に向けては、規制対応を行うための出荷調整施設の整備が必要

• 栽培面積

規制対応を含めて輸出用商品の生産を主目的に栽培を行う生産基盤が小さいこと、及び生産管理体制にバラつきがあるため、この生産基盤の拡充が必要

• コールドチェーン

歩留まりの確保、及び流通商品の品質確保のためコールドチェーンの構築が必須

• ブランディング

中長期的に海外消費者の信用を獲得し、産地への経済効果に繋がっている事例が少ない。今後のブランド確立のためには、商品品質を担保していく仕組みや、インバウンド観光客との接点等を視野に入れた産地全体での取組が必要

2. 輸出事業計画の取組内容

・ 残留農薬規制

台湾等、輸出先国の残留基準に照らした防除暦作成段階でのリスク評価と防除暦の調整、及び出荷前の検査の徹底により、残留リスクを低減する。またそのために必要な仕組みを構築する

・ 植物検疫

出荷調整段階で輸出用商品の検品体制を施設含め整備し、台湾等の輸出先国の規制に準じた商品の選果・出荷を行う

・ 栽培面積

輸出部会の拡充を図り、生産者・栽培面積の拡大を進めると同時に、耕作放棄地の活用・生産活動への人的支援体制の整備を進める

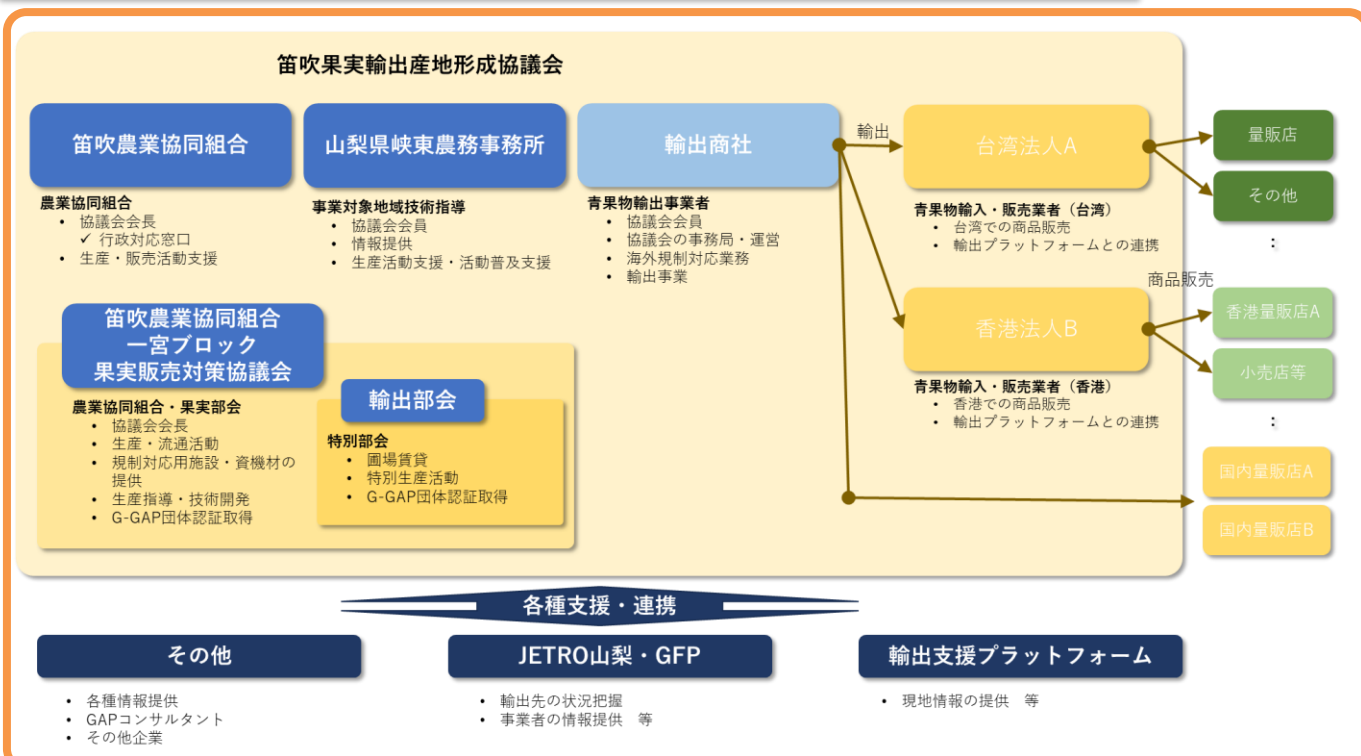
・ コールドチェーン

必要な設備整備含め、温度管理等収穫後商品の管理体制の整備を進めると同時に、産地から空港・港湾までの直送体制の拡充を図るなど、サプライチェーンの合理化を進める

・ ブランディング

産地の既存施設等の資源や産地の特色等を積極的に活用して新しい価値を演出した活動を進めつつ、地域経済と一体として取組を進める。

3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制



※申請者名：笛吹果実輸出産地形成協議会、品目：もも、ぶどう

4. 輸出目標額

品 目		現状 (2023年度) 2023年4月～2024年3月	目標年 (2028年度) 2028年4月～2029年3月
もも	輸出額（千円）	33,587	90,000
	輸出量（kg）	33,800	75,000
	輸出国先	香港	台湾、香港

品 目		現状 (2023年度) 2023年4月～2024年3月	目標年 (2028年度) 2028年4月～2029年3月
ぶどう	輸出額（千円）	9,824	60,000
	輸出量（kg）	4,100	25,000
	輸出国先	香港、台湾	香港、台湾